

社会福祉法人開成町社会福祉協議会  
福祉有償運送「ふくし移送サービス」事業 実施要項

(目 的)

第 1 条 この要項は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が高齢者及び障がい者等の在宅福祉の増進に寄与するため、福祉有償運送「ふくし移送サービス（以下「移送サービス」という。）」事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 利用対象者は（以下「利用者」という。）、開成町に住所を有する次の者とする。

- (1) 歩行困難な高齢者
- (2) 重度障がい児者
- (3) 前項に定めるもののほか、特別な理由があり、会長が必要と認めた者

(利用範囲)

第 3 条 利用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医師の診断・治療を受けるための通院・入退院するとき
- (2) 福祉施設への入退所するとき
- (3) 前項に定めるもののほか、特別な理由があり、会長が必要と認めたとき

(利用条件)

第 4 条 利用者は、1 名以上の介助者が付き添うものとする。ただし、利用対象者アセスメントの結果、付き添いの必要がないと判断できる場合はこの限りではない。

(運行日)

第 5 条 移送サービスを実施運行する日は、原則として次に掲げる日以外とする。

- (1) 土曜・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日・3 日及び 12 月 28 日・29 日・30 日・31 日
- (4) 前項に定めるもののほか、運行できない特別な理由があり、会長が認めた日

(運行時間)

第 6 条 移送サービスを実施運行する時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。但し、特別な理由があり、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(運行の範囲)

第 7 条 運行の範囲は、原則として県内とする。但し、特別な理由があり、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用登録申請及び決定)

第 8 条 サービスを受けようとする利用者及びその家族は、移送サービス利用登録申請書（移送 S 第 1 号様式）及び移送サービス利用誓約書（移送 S 第 2 号様式）を本会へ提出し、会長の承認を受けなければならない。また、承認を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 前項の申請があった場合、本会は申請内容等を調査し、会長は申請者に利用の可否を連絡するものとする。

3 会長は、前項の申請について利用を決定した場合は、移送サービス利用登録個人台帳（移送 S 第 3 号様式）で利用者の利用管理及び利用状況等を把握する。

(利用の申し込み)

第9条 利用者は、利用する日の7日前までに本会へ申し込むものとする。

2 前項の申し込みがあった場合、本会は日程等を調整し、申込者に利用予定日における利用の可否を連絡するものとする。

(取り消し)

第10条 利用者が利用の取り消しをする場合は、本会に速やかに連絡しなければならない。

2 車両の故障・災害等により運行が不可能な場合、会長は決定を取り消すことができる。

(利用料金)

第11条 利用料金は、町内は一律700円、町外は走行距離10kmまで1,000円、以降5kmごとに350円を加算する。また、有料道路及び有料駐車場を利用する場合は、利用者またはその家族が負担する。

2 本会は毎月1日から末日締めで請求書を作成し、翌月15日までに利用者へ送付するものとする。

3 利用者は、次に掲げる各号のいずれかで利用料金を支払うものとする。

(1) 現金(本会に持参)

(2) 現金(集金)

(3) 振り込み(さがみ信用金庫 開成町支店 普通預金No.0062292)

(安全確保)

第12条 運行の安全確保を図るため、利用者は運転者の指示に従うものとする。

2 車両内への危険物の持ち込みは禁止する。

(事故賠償責任)

第13条 移送サービス運行中に、運転者に相当な過失が認められる事故が生じた場合、本会は、車両の自動車賠償保険及び任意保険の補償範囲内で、責任を負うものとする。

(委任)

第14条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。

(旧要項の廃止)

2 移送サービス事業実施要項(平成7年5月15日施行)は、廃止する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年7月1日から施行する。

(移送S第1号様式)

社会福祉協議会	会 長	常務理事	事務局長	福祉企画 部 門	福祉サービス 部 門	主 任	受付者	合 議	
								可	否

## ふくし移送サービス利用登録申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人開成町社会福祉協議会長 様

住 所 .....

申請者 氏 名 .....

電 話 .....

利用対象者との続柄 .....

ふくし移送サービスを利用したいので、次のとおり申請いたします。

利用 対 象 者	ふりがな 氏 名	.....			性別	男・女
	住 所	開成町 (地区 ) 電話				
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生 (満 歳)				
	緊急連絡先	(氏名)		(電話番号)		
	現 在 の 身 体 状 況	移動の制約	<input type="checkbox"/> 歩行困難 <input type="checkbox"/> 重度障がい <input type="checkbox"/> その他 ( )			
		身障手帳	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ( 種 級)			
		介護認定	<input type="checkbox"/> 申請していない <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当→→→要支援 1・2 / 要介護 1・2・3・4・5			
家族構成	人 (利用対象者を含む)		アセスメント (裏面下段✓)	付き添い <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要		
主 たる 利用の目的	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 退院 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 退所 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
乗 用 可 能 車 種	<input type="checkbox"/> 一般 (普通) 軽自動車 <input type="checkbox"/> リフト付軽自動車 (車イス対応型) <input type="checkbox"/> 一般 (普通) ワゴン車 <input type="checkbox"/> リフト付ワゴン車 (車イス対応型) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
利用料請求先	<input type="checkbox"/> 申請者へ請求..... <input type="checkbox"/> 利用者へ請求..... <input type="checkbox"/> その他へ請求..... 請求先：〒..... ..... 氏名..... (利用者との続柄) ..... 電話番号.....					

裏面につづく

## ふくし移送サービス利用誓約書

ふくし移送サービスを利用するにあたり、車両運行中の事故等により、当方に傷害もしくは器物に損壊が生じた場合、貴会車両の自動車賠償保険及び任意保険の補償範囲以外の申し立てはいたしません。また、運行中に生じた病状等の急変については、当方で一切の責任を負うことを誓約いたします。

平成 年 月 日

社会福祉法人開成町社会福祉協議会長 様

(申請者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(利用対象者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

### 福祉有償運送「ふくし移送サービス」事業実施要項 第4条の利用条件に関するアセスメント

- ①  歩行に介助の必要がなく、車への乗降ができる（車椅子の場合は一人で移動・移乗ができる）
- ②  医師の問診等、物事の聞き取りや理解、費用の支払いや通院の予約等が自分でできる。
- ③  認知症・精神疾患（身障手帳または療養手帳保有）を患っていない。
- ④  転倒に対する不安がなく、この1年転んだことがない。
- ⑤  週に1回以上は外出をしている。

※付き添いの不要は①～③必須

【参考】（第 11 条 利用料金）

《平成 28 年 7 月 1 日より適用》

町内は一律 700 円。

町外は走行距離 10km まで 1,000 円、以降 5 kmごとに 350 円を加算する。

走行距離	料 金	走行距離	料 金
10 kmまで	1,000 円	70 kmまで	5,200 円
15 kmまで	1,350 円	75 kmまで	5,550 円
20 kmまで	1,700 円	80 kmまで	5,900 円
25 kmまで	2,050 円	85 kmまで	6,250 円
30 kmまで	2,400 円	90 kmまで	6,600 円
35 kmまで	2,750 円	95 kmまで	6,950 円
40 kmまで	3,100 円	100 kmまで	7,300 円
45 kmまで	3,450 円	105 kmまで	7,650 円
50 kmまで	3,800 円	110 kmまで	8,000 円
55 kmまで	4,150 円	115 kmまで	8,350 円
60 kmまで	4,500 円	120 kmまで	8,700 円
65 kmまで	4,850 円	125 kmまで	9,050 円